

第9章 景観重要樹木の指定の方針

【 景観法 第8条 第2項 第3号 】

1. 指定方針

2. 指定基準

第9章 景観重要樹木の指定の方針

【 景観法 第8条 第2項 第3号 】

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法28条第1項の景観重要樹木の指定の方針について定めます。

1. 指定方針

- ・ 市内に点在する巨木、名木は長い時間をかけてはぐくまれ、地域住民の生活に密着し、自然の偉大さを教えるとともに多くの安らぎを与えてくれます。こうした樹木は市民にとっても貴重な歴史的遺産であり、健全で樹容が景観上特にすぐれているものは、これを保全し、後世に伝えていく必要があります。
- ・ これまでの緑の保全と緑化について、平成28年3月に策定した緑の基本計画2016に基づき各種施策を推進しています。一方、身近な緑を保全するため各務原市保存樹木及び保存樹林の指定等に関する要綱を定め、市民の理解と協力を得ながら大切な緑を保全しています。この要綱による保存樹木の指定を継続して推進するとともに、必要に応じて景観重要樹木の指定も行うものとしします。

【参考】 各務原市保存樹木及び保存樹林の指定等に関する要綱

各務原市は緑の基本計画2016を策定し、緑の保全と緑化を推進しています。しかし、市が直接取り組めるのは公用地のみであり、市の大部分は私有地であることを考慮すると、緑豊かな都市の実現には市民の方々の協力が不可欠です。

これらにより、市民の方々の理解と協力を得ながら、現存している巨木・名木など大切な緑を保存していくため、各務原市保存樹木及び保存樹林の指定等に関する要綱を定め、積極的に保存を推奨しています。



緑豊かな並木道
(学びの森プロムナード)

2. 指定基準

- 樹容が景観上特に優れているもので、次の各号のいずれかに該当するものについては、景観法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定を行うものとし、ただし、公共の場所から容易に見ることのできる位置にあるものに限り、ます。
 - ① 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上の樹木
 - ② 株立ちした樹木で、高さが3m以上の樹木
 - ③ 樹木自体の歴史的価値や文化的価値が少なくとも、地域のシンボルの存在となっているもの



木曾川街道沿いの巨木（前渡東町）



身近な公園にある樹林（織田信長公園）



地域のシンボルとなる樹木
（旗本徳山陣屋公園周辺）



地域のシンボルとなる樹木
（加佐美神社周辺）